

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中

本籍地 (国籍)	都府	道県
ふりがな (氏)		(名)
氏名		

本籍地 (国籍)	都府	道県
旧姓併記の有無 希望のふりがな	有	・ 無 (名)
氏名	(旧姓)	

に改め、同様式の添付書類を削り、同様式の注を次のように改め

- 注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。
- 2 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

本籍地 (国籍)	都府	道県
-------------	----	----

様式第六号中

ふりがな	(氏)	(名)
氏名		

「本籍地 (国籍) 都道府県(国)」

本籍地 (国籍)		都道府県(国)
ふりがな	(氏)	(名)
氏名	(旧姓)	

「

」

に定める、同様式の添付書類を削り、同様式の注を次のように定める

NG。

注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、免許証に通称が併記されている場合は、※欄に記入すること。

2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

「本籍地 都道府県」

本籍地 (国籍)		都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)
氏名			(名)

様式第七号中

「本籍地 都道府県(国)」

本籍地 (国籍)		都道府県(国)	
旧姓併記の有希望の無			有・
ふりがな			
氏名	(旧姓)		(旧姓)

「

都道府県
府県
)

」

「都道府県(国)」

都道府県(国)

無 名)

に改め、同様式の添付資料を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。